

指定介護予防居宅療養管理指導

指導検査基準

— 令和 7 年 4 月 1 日適用—

東京都福祉局指導監査部指導第一課

＜法令等名称について＞	
(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。	
法	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
都条例第111号	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
都条例第112号	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則第141号	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則第142号	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平18厚労告127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平12老企第36号	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
平18老計発0317001	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号 老振発第0317001号 老老発第0317001号)
平21厚労告83	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
平24厚労告120	厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)
平27厚労告第96号	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平27厚労告第94号	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)

指導検査基準（指定介護予防居宅療養管理指導）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
第 1 基本方針	1 基本方針 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指しているか。	都条例第112号第87条
第 2 人員に関する基準	1 従業者の配置の基準 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、条例の各号に定める指定介護予防居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）を規則で定める基準により置いているか。 （１）病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 イ 医師又は歯科医師 1人以上 ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数 （２）薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師 1人以上	都条例第112号第90条 都規則第142号第15条

第3 設備に関する基準	1 設備及び備品等 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有するほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	都条例第112号第93条第1項
第4 運営に関する基準	1 管理者の責務 (1) 管理者は、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の従業員の管理及び指定介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の従業員に都条例第112号「第6章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 2 運営規程 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、各指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に掲げる事業の運営についての重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に関する規程（以下「運営規程」という）を定めているか。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域（当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所が通常時に指定介護予防居宅療養管理指導を提供する地域をいう。） (6) 虐待の防止のための措置に関する事項	都条例第112号第93条（準用第51条第1項） 都条例第112号第93条（準用第51条第2項） 都条例第112号第90条 都条例第112号附則14

	(7) その他運営に関する重要事項 3 勤務体制の確保等 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供することができるよう各指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、介護予防居宅療養管理指導従業者の勤務体制を定めているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、各指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の介護予防居宅療養管理指導従業者によって指定介護予防居宅療養管理指導を提供しているか。 (3) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護予防居宅療養管理指導従業者の資質向上のための研修の機会を確保しているか。 (4) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、適切な指定介護予防居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により介護予防居宅療養管理指導従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 4 業務継続計画の策定等（努力義務：令和9年3月31日まで） (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護予防居宅療養管理指導従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 (3) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	都条例第112号第93条（準用第67条の2第1項） 都条例第112号第93条（準用第67条の2第2項） 都条例第112号第93条（準用第67条の2第3項） 都条例第112号第93条（準用第67条の2第4項） 都条例第112号附則15 都条例第112号第93条（準用第52条の2の2第1項） 都条例第112号第93条（準用第52条の2の2第2項） 都条例第112号第93条（準用第52条の2の2第3項）
--	---	--

	5 内容及び手続の説明及び同意 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防居宅療養管理指導従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防居宅療養管理指導の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。 6 提供拒否の禁止 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、正当な理由なく、指定介護予防居宅療養管理指導の提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 7 サービス提供困難時の対応 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定介護予防居宅療養管理指導を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定介護予防居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 8 受給資格等の確認 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されていると	都条例第112号第9 3 条（準用第5 2 条の3） 都条例第112号第9 3 条（準用第5 2 条の4） 都条例第112号第9 3 条（準用第5 2 条の5） 都条例第112号第9 3 条（準用第5 2 条の6 第1 項） 都条例第112号第9 3 条（準用第
--	--	--

	きは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防居宅療養管理指導を提供するよう努めているか。	52条の6第2項)
	9 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、要支援認定の申請をしていないことにより要支援認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該要支援認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例第112号第93条(準用第52条の7第1項) 都条例第112号第93条(準用第52条の7第2項)
	10 心身の状況、病歴等の把握 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例第112号第93条(準用第52条の8)
	11 身分を証する書類の携行 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護予防居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	都条例第112号第93条(準用第52条の11)
	12 サービスの提供の記録 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定介護居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定介護居宅療養管理指導について法第	都条例第112号第93条(準用第52条の14第1項)

	5 3 条第 4 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しているか。 1 3 利用料等の受領 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、(1) 及び (2) に定める場合において利用者からの支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を当該利用者から適正に受けているか。 (4) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、(3) の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。 1 4 保険給付の申請に必要なとなる証明書の交付 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居	都条例第112号第 9 3 条（準用第 5 2 条の 1 4 第 2 項） 都条例第112号第 9 1 条第 1 項 都条例第112号第 9 1 条第 2 項 都条例第112号第 9 1 条第 3 項 都規則第112号第 9 1 条第 4 項 都条例第112号第 9 3 条（準用第
--	--	---

	宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定介護予防居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 15 利用者に関する区市町村への通知 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者が正当な理由なく、指定介護予防居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 16 衛生管理等 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、居宅介護予防療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防居宅療養管理指導従業者に十分に周知しているか。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ウ 介護予防居宅療養管理指導従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 (4) アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。	53条の2) 都条例第112号第93条（準用第53条の3） 都条例第112号第93条（準用第54条の2第1項） 都条例第112号第93条（準用第54条の2第2項） 都条例第112号第93条（準用第54条の2第3項） 都規則第142号第16条（準用第9条の2第1項第1号） 都規則第142号第16条（準用第9条の2第1項第2号） 都規則第142号第16条（準用第9条の2第1項第3号） 都規則第142号第16条（準用第
--	---	---

	17 掲示 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防居宅療養管理指導従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、重要事項を記載した書面を指定介護予防居宅療養管理指導事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (3) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 18 秘密保持等 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 19 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与し	9条の2第2項) 都条例第112号第93条（準用第54条の3第1項） 都条例第112号第93条（準用第54条の3第2項） 都条例第112号第93条（準用第54条の3第3項） 都条例第112号第93条（準用第54条の4第1項） 都条例第112号第93条（準用第54条の4第2項） 都条例第112号第93条（準用第54条の4第3項） 都条例第112号第93条（準用第54条の6）
--	---	---

	ていないか。 20 苦情処理 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者及びその家族からの指定介護予防居宅療養管理指導に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、提供した指定介護予防居宅療養管理指導に関し、法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。 (4) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、提供した指定介護予防居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。 21 地域との連携 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防居宅療養管理指導を提供する場合には、当	都条例第112号第93条（準用第54条の7第1項） 都条例第112号第93条（準用第54条の7第2項） 都条例第112号第93条（準用第54条の7第3項） 都条例第112号第93条（準用第54条の7第4項） 都条例第112号第93条（準用第54条の8第1項） 都条例第112号第93条（準用第54条の8第2項）
--	--	---

	該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防居宅療養管理指導の提供を行うよう努めているか。 2 2 事故発生時の対応 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。 2 3 虐待の防止 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。(努力義務：令和9年3月31日まで) ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護予防居宅療養管理指導従業者等に十分周知しているか。 イ 虐待防止のための指針を整備しているか。 ウ 介護予防居宅療養管理指導従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施しているか。 エ アからウに掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いているか。 (2) アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。	都条例第112号第9 3条(準用第5 4条の9第1項) 都条例第112号第9 3条(準用第5 4条の9第2項) 都条例第112号附則1 4 都条例第112号第9 3条(準用第5 4条の9の2) 都規則第142号第1 6条(準用第9条の3の第1項第1号) 都規則第142号第1 6条(準用第9条の3の第1項第2号) 都規則第142号第1 6条(準用第9条の3の第1項第3号) 都規則第142号第1 6条(準用第9条の3の第1項第4号) 都規則第142号第1 6条(準用第9条の3の第2項)
--	---	--

	2 4 会計の区分 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、各指定介護予防居宅療養管理指導事業所において経理を区分するとともに、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。 2 5 記録の整備 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。 ア 都条例第112号第9 3条で準用する都条例第112号第5 2条の1 4第2項の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録 イ 都条例第112号第9 5条第1項第4号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ウ 都条例第112号第9 3条において準用する都条例第112号第5 3条の3の規定による区市町村への通知に係る記録 エ 都条例第112号第9 3条において準用する都条例第112号第5 4条の7第2項の規定による苦情の内容等の記録 オ 都条例第112号第9 3条において準用する都条例第112号第5 4条の9第1項の規定による事故の状況及び処置についての記録	都条例第112号第9 3条（準用第5 4条の1 0） 都条例第112号第9 2条
--	--	--

第5 介護予防のための効果的な支援法に関する基準	1 指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (3) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、指定介護予防居宅療養管理指導の提供を行っているか。 (4) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防居宅療養管理指導の提供に努めているか。	都条例第112号第9 4 条第1 項 都条例第112号第9 4 条第2 項 都条例第112号第9 4 条第3 項 都条例第112号第9 4 条第4 項
	2 指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針（医師又は歯科医師が行う場合） 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、都条例第 112 号第 87条に規定する基本方針及び都条例第 112 号第94条に規定する基本的取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行っているか。 (1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、居宅介護予防介護支援事業者に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っているか。 (2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に応じ、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、指導又は助言を行っているか。 (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	都条例第112号第9 5 条第1 項 都条例第112号第9 5 条第1 項第1 号 都条例第112号第9 5 条第1 項第2 号 都条例第112号第9 5 条第1 項第3 号 都条例第112号第9 5 条第1 項第4 号

	(5) 前記(2)に規定する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めているか。 (6) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っているか。 (7) 前記(6)に規定する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っているか。この場合において、サービス担当者会議への参加が困難な場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っているか。 (8) 提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しているか。 3 指定介護予防療養管理指導の具体的取扱方針（薬剤師が行う場合） 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱い、都条例第112号第87条に規定する基本方針及び都条例第112号第94条に規定する基本的取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行っているか。 (1) 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行っているか。 (2) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は助言を行っているか。 (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (5) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適	都条例第112号第95条第1項第5号 都条例第112号第95条第1項第6号 都条例第112号第95条第1項第7号 都条例第112号第95条第1項第8号 都条例第112号第95条第2項 都条例第112号第95条第2項第1号 都条例第112号第95条第2項第2号 都条例第112号第95条第2項第3号 都条例第112号第95条第2項第4号 都条例第112号第95条第2項第
--	---	--

	切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供しているか。 (6) 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っているか。 (7) 前記(4)に規定する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当学会議に参加することにより行っているか。この場合において、サービス担当学会議への参加が困難な場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っているか。 (8) 提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成し、医師又は歯科医師に報告しているか。 4 指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針（歯科衛生士又は管理栄養士が行う場合） 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱い、都条例第112号第87条に規定する基本方針及び都条例第112号第94条に規定する基本的取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行っているか。 (1) 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切行っているか。 (2) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は助言を行っているか。 (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (5) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供しているか。	5号 都条例第112号第95条第2項第6号 都条例第112号第95条第2項第7号 都条例第112号第95条第2項第8号 都条例第112号第95条第3項 都条例第112号第95条第3項第1号 都条例第112号第95条第3項第2号 都条例第112号第95条第3項第3号 都条例第112号第95条第3項第4号 都条例第112号第95条第3項第5号
--	--	--

	宅療養管理指導費は算定できない（やむを得ない事情がある場合を除く）。 3 単一建物居住者の人数 介護予防居宅療養管理指導の利用者が居住する建築物に居住する者のうち、同一月の利用者数を「単一建物居住者の人数」としているか。 単一建物居住者の人数は、同一月における以下の人数としているか。 （１）養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している利用者 （２）小規模多機能型居宅介護（介護予防を含み、宿泊サービスに限る。）、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）、複合型サービス（宿泊サービスに限る。） （３）ただし、ユニット数が３以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、介護予防居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者とみなすことができる。 （４）また、１つの居宅に介護予防居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が２人以上いる場合の介護予防居宅療養管理指導費は、利用者ごとに「単一建物居住者が１人の場合」を算定する。 （５）さらに、介護予防居宅療養管理指導費について、当該建築物において当該介護予防居宅療養管理指導事業所が介護予防居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の１０％以下の場合、又は当該建築物の戸数が２０戸未満であって、当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者が２人以下の場合には、それぞれ「単一建物居住者が１人の場合」を算定する。 4 交通費 介護予防居宅療養管理指導に要した交通費は実費を利用者から徴収してもよいものとする。	平18老計発0317001第２の５（２） 平18老計発0317001第２の５（７）
--	--	---

1 医師が行う場合	1 介護予防居宅療養管理指導費 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供、並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定しているか。 (1) 介護支援専門員等への情報提供がない場合に、算定していることはないか。 (2) 介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行うことを基本としているか（必ずしも文書による必要はない。）。 (3) サービス担当者会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、「都道府県が指定する指定居宅介護支援事業所向け診療情報提供書（医師）」等（メール、FAX等でも可）により、介護支援専門員等に対して情報提供を行っているか。その場合に、当該情報提供書の写しを診療録に添付する等により保存しているか。 (4) 居宅介護支援専門員等に情報提供すべき事項は次のとおりとしているか。 ①基本情報（医療機関名、住所、連絡先、医師氏名、利用者の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等） ②利用者の病状、経過等 ③介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等 ④利用者の日常生活上の留意事項、社会生活面の課題と地域社会において必要な支援等 ⑤人生の最終段階における医療・ケアに関する情報等 (5) 利用者が他の介護予防サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護予防サービス事業者等に介護予防サービスを提供する上での情報提供及び助言を行っているか。	平18厚労告127、別表4イ注1 平18老計発0317001第2の5(3)① 平18老計発0317001第2の5(3)② 平18老計発0317001第2の5(3)② 平18老計発0317001第2の5(3)② 平18老計発0317001第2の5(3)①
------------------	--	--

	(6) 必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意するとともに、診療方針に関して利用者の意思決定支援を行った場合は、関連する情報について、居宅介護支援専門員等に提供するように努めているか。 (7) 介護予防居宅療養管理指導以外のサービスを利用していない利用者や自らケアプランを作成している利用者などの居宅介護支援専門員等による介護予防サービス計画の作成が行われていない利用者に対して介護予防居宅療養管理指導を行う場合は、介護支援専門員等への情報提供がない場合でも算定できる。 (8) 算定日は、当該月の訪問診療又は往診を行った日としているか。また、請求明細書の摘要欄には、訪問診療若しくは往診の日又は当該サービス担当学会議に参加した場合においては参加日、若しくは参加が困難な場合においては文書等を交付した日を記入しているか。 2 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ）（Ⅱ） 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ）については、介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ）を算定する場合以外の場合に算定しているか。 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ）については医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は施設入居時医学総合管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に算定しているか。 (1) 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が当該月に医療保険において、「在宅時医学総合管理料」又は「施設入居時等医学総合管理料」を利用者について算定した場合は、当該医師に限り介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ）を算定しているか。 3 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算 厚生労働大臣が定める地域（平24厚労告120）に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、特別地域居宅療養管理指導加	平18老計発0317001第2の5(3)① 平18老計発0317001第2の5(3)③ 平18老計発0317001第2の5(3)⑤ 平18厚労告127、別表4イ注2 平18老計発0317001第2の5(3)① 平18厚労告127、別表4イ注3
--	---	---

	算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。 4 中山間地域等における加算 (1) 厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告83・一）に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり延べ訪問回数が5回以下）に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、延訪問回数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均延訪問回数としているか。前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の3月における1月当たりの平均延訪問回数を用いているか。平均延訪問回数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しているか。 また、当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行っているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が、厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告83・二）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、医科診療報酬点数表C000往診料の注4、C001在宅患者訪問診療料の注9を算定している場合は、当該加算の対象から除外しているか。	平18厚労告127、別表4イ注4 平27厚労告第96号71の2イ 平18老計発0317001第2の5(8) 平18厚労告127、別表4イ注5 平18老計発0317001第2の5(9)
2 歯科医師が行う場合	1 介護予防居宅療養管理指導費 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に等対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供、並びに利	平18厚労告127、別表4ロ注1

	用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定しているか。 (1) 介護支援専門員等への情報提供がない場合に、算定していることはないか。 (2) 介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行うことを基本としているか（必ずしも文書による必要はない。）。 (3) サービス担当者会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、「都道府県が指定する指定居宅介護支援事業所向け診療情報提供書（歯科医師）」等（メール、FAX等でも可）により、介護支援専門員等に対して情報提供を行っているか。 その場合に、当該情報提供書の写しを診療録に添付する等により保存しているか。 (4) 居宅介護支援専門等に情報提供すべき事項は次のとおりとしているか。 ①基本情報（医療機関名、住所、連絡先、歯科医師氏名、利用者の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等） ②利用者の病状、経過等 ③介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等 ④利用者の日常生活上の留意事項、社会生活面の課題と地域社会において必要な支援等 (5) 利用者が他の介護予防サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護予防サービス事業者等に介護予防サービスを提供する上での情報提供及び助言を行っているか。 (6) 必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意するとともに、診療方針に関して利用者の意思決定支援を行った場合は、関連する情報について、居宅介護支援専門員等に提供するよう努めているか。 (7) 介護予防居宅療養管理指導以外のサービスを利用していない利用者や自らケアプランを作成している利用者などの居宅介護支援専門員等による介護予防サービス計画の作成が行	平18老計発0317001第2の5(3)① 平18老計発0317001第2の5(3)② 平18老計発0317001第2の5(3)② 平18老計発0317001第2の5(3)② 平18老計発0317001第2の5(3)① 平18老計発0317001第2の5(3)① 平18老計発0317001第2の5(3)③
--	--	--

	われていない利用者に対して介護予防居宅療養管理指導を行う場合は、介護支援専門員等への情報提供がない場合でも算定できる。 (8) 算定日は、当該月の訪問診療又は往診を行った日としているか。また、請求明細書の摘要欄には、訪問診療若しくは往診の日又は当該サービス担当者会議に参加した場合においては参加日、若しくは参加が困難な場合においては文書等を交付した日を記入しているか。 2 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算 厚生労働大臣が定める地域（平24厚労告120）に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、特別地域居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。 3 中山間地域等における加算 (1) 厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告83・一）に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり延べ訪問回数が5回以下）に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、延訪問回数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均延訪問回数としているか。前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の3月における1月当たりの平均延訪問回数を用いているか。平均延訪問回数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しているか。 また、当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行っているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告83・二）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介	平18老計発0317001第2の5(3)⑤ 平18厚労告127、別表4ロ注2 平18厚労告127、別表4ロ注3 平27厚労告第96号71の2ロ 平18老計発0317001第2の5(8) 平18厚労告127、別表4ロ注4
--	--	--

3 薬剤師が行う場合	介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、歯科診療報酬点数表C 000歯科訪問診療料の注9を算定している場合は、当該加算の対象から除外しているか。 1 介護予防居宅療養管理指導費 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、病指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては4回）を限度として、所定単位数を算定しているか。 ただし、薬局の薬剤師にあつては、末期の悪性腫瘍の者又は中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与を受けている者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合には、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数に算定しているか。 （1）薬学的管理指導では、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等を行っているか。 （2）提供した介護予防居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提出するように努め、速やかに記録（薬局薬剤師にあつては薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあつては薬剤管理指導記録）を作成しているか。 （3）医師又は歯科医師に報告した上で、介護支援専門員等に対するケアプランの作成等に必要な情報提供を行っているか。 （4）介護支援専門員等への情報提供がない場合に、算定していることはないか。 （5）介護予防居宅療養管理指導以外のサービスを利用していない利用者や自らケアプランを作成している利用者などの居宅介護支援専門員等による介護予防サービス計画の作成が行	平18老計発0317001第2の5(9) 平18厚労告127、別表4ハ注1 平18老計発0317001第2の5(4)① 平18老計発0317001第2の5(4)① 平18老計発0317001第2の5(4)① 平18老計発0317001第2の5(4)① 平18老計発0317001第2の5(4)①
-------------------	--	--

	われていない利用者に対して介護予防居宅療養管理指導を行う場合は、介護支援専門員等への情報提供がない場合でも算定できる。 (6) 利用者の服薬状況や薬剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援助が必要と判断される場合に、関連事業者等に対して情報提供及び必要な助言を行っているか。 (7) 薬局の薬剤師にあつては、当該介護予防居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対し訪問結果について必要な情報提供を文書で行っているか。 また、必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連する情報については、指示を行った医師又は歯科医師に提供するよう努めているか。 利用者の居宅への訪問時における薬学管理指導や多職種連携に当たっての留意点については「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」（以下「ガイド」という。）（https://www.ncgg.go.jp/hospital/kenshu/organization/yakugaku.html）等を参照しているか。また、医師、歯科医師、ケアマネジャー等への情報提供については、ガイド及びガイド別添の報告様式、お薬問診票及び薬学的評価シートを参考に行っているか。 提供した文書等の写しがある場合は、記録に添付する等により保存しているか。 (8) 請求明細書の摘要欄に訪問日を記入しているか。 (9) 薬局薬剤師の策定する「薬学的管理指導計画」は、処方医から提供された医師・歯科医師の介護予防居宅療養管理指導における情報提供等に基づき、又は必要に応じ処方医と相談するとともに、他の医療関係職種（歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師及び訪問看護ステーションの看護師等）との間で共有しながら、利用者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ算定されるものであり、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上、実施すべき指導の内容、利用者宅への訪問回数、訪問間隔等を記載しているか。 (10) 策定した薬学的管理指導計画書は、薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存し	平18老計発0317001第2の5(4)① 平18老計発0317001第2の5(4)① 平18老計発0317001第2の5(4)① 平18老計発0317001第2の5(4)① 平18老計発0317001第2の5(4)① 平18老計発0317001第2の5(4)② 平18老計発0317001第2の5(4)②
--	---	--

	ているか。 (11) 薬学的管理指導計画書は、原則として、利用者の居宅を訪問する前に策定しているか。 (12) 利用者宅を訪問後、必要に応じ新たに得られた利用者の情報を踏まえ計画に見直しを行っているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。処方薬剤の変更があった場合及び他職種から情報提供を受けた場合にも適宜見直しを行っているか。 (13) 薬局薬剤師にあつては、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、介護予防居宅療養管理指導の結果及び当該医療関係職種による当該患者に対する療養上の指導に関する留意点について、情報提供しているか。 (14) 薬局薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導費を月2回以上算定する場合（がん末期患者又は中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与及び中心静脈利用を受けている者に対するものを除く。）にあつては、算定する日の間隔は6日以上としているか。 がん末期患者又は中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与を受けている者については、週2回かつ月8回に限り算定しているか。 医療機関の薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導を月2回算定する場合にあつては、算定する日の間隔は6日以上としているか。 (15) 介護予防居宅療養管理指導を行った場合には、薬局薬剤師にあつては、薬剤服用歴の記録に、少なくとも以下の①～⑭について記載しているか。 ① 利用者の基礎情報として、利用者の氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者証の番号、住所、必要に応じて緊急時の連絡先等 ② 処方及び調剤内容として、処方した医療機関名、処方医氏名、処方日、処方内容、調剤日、処方内容に関する照会の内容等 ③ 利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴、薬学的管理に必要な利用者の生活像 ④ 疾患に関する情報として、既往歴、合併症の情報、他科受診において加療中の疾患 ⑤ オンライン資格確認システムを通じて取得した患者の薬剤情報又は特定健診情報等 ⑥ 併用薬等（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む。）	平18老計発0317001第2の5(4)② 平18老計発0317001第2の5(4)② 平18老計発0317001第2の5(4)③ 平18老計発0317001第2の5(4)④ 平18老計発0317001第2の5(4)⑤
--	---	--

	の情報及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況等 ⑦ 服薬状況（残薬の状況を含む。） ⑧ 副作用が疑われる症状の有無（利用者の服薬中の体調の変化を含む。）及び利用者又はその家族等からの相談事項の要点 ⑨ 服薬指導の要点 ⑩ 訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名 ⑪ 処方医から提供された情報の要点 ⑫ 訪問に際して実施した薬学的管理の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、副作用、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等） ⑬ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点 ⑭ 処方医以外の医療関係職種との間で情報を共有している場合にあっては、当該医療関係職種から提供された情報の要点及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要点 (16) 介護予防居宅療養管理指導を行った場合には、医療機関の薬剤師にあっては、薬剤管理服用歴に、少なくとも以下の①～⑥について記載しているか。最後の記入の日から最低3年間保存しているか。 ① 利用者の氏名、生年月日、性別、住所、診療録の番号 ② 利用者の当薬歴、副作用歴、アレルギー歴 ③ 薬学的管理指導の内容（医薬品の保管状況、服薬状況、残薬の状況、重複投薬、配合禁忌等に関する確認及び実施した服薬支援措置を含む。） ④ 利用者への指導及び利用者からの相談の要点 ⑤ 訪問指導等の実施日、訪問した薬剤師の氏名 ⑥ その他の事項 (17) 介護予防居宅療養管理指導を算定している利用者に投薬された医薬品について、医療機	平18老計発0317001第2の5(4)⑥ 平18老計発0317001第2の5(4)⑦
--	--	---

	関又は薬局の薬剤師が以下の情報を知ったときは、原則として当該薬剤師は、速やかに当該利用者の主治医に対し、当該情報を文書により提供するとともに、当該主治医に相談の上、必要に応じ、利用者に対する薬学的管理指導を行っているか。 ①医薬品緊急安全性情報、②医薬品・医療機器等安全性情報 (18) 現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が介護予防居宅療養管理指導を行っている場合に、居宅療養管理指導費を算定していることはないか。 ただし、居住地の変更等により、現に介護予防居宅療養管理指導を行っている医療機関又は薬局からのサービスが受けられなくなった場合にはこの限りでない。その場合においても、以前に介護予防居宅療養管理指導を行っていた医療機関又は薬局から利用者の情報を適切に引き継ぐと共に、1月の介護予防居宅療養管理指導の算定回数の上限を超えないよう調整しているか。 (19) 前記(18)にかかわらず、介護予防居宅療養管理指導を行っている保険薬局（以下「在宅基幹薬局」という。）が連携する他の保険薬局（以下「在宅協力薬局」という。）と薬学的管理指導計画の内容を共有していること及び緊急その他やむを得ない事由がある場合には在宅基幹薬局の薬剤師に代わって当該利用者又はその家族等に介護予防居宅療養管理指導を行うことについて、あらかじめ当該利用者又はその家族等の同意を得ている場合には、在宅基幹薬局に代わって在宅協力薬局が介護予防居宅療養管理指導を行った場合は介護予防居宅療養管理指導費を算定しているか。 なお、介護予防居宅療養管理指導費の算定は在宅基幹薬局が行っているか。 (20) 在宅協力薬局の薬剤師が在宅基幹薬局の薬剤師に代わって介護予防居宅療養管理指導を行った場合には次のとおり、薬剤服用歴の記録等を行っているか。 ア 在宅協力薬局は、薬剤服用歴の記録を記載し、在宅基幹薬局と当該記録の内容を共有しているか。 イ アを踏まえ、在宅基幹薬局は、介護予防居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対する訪問結果についての報告やケアマネジャーに対する必要な情報提供等を行って	平18老計発0317001第2の5(4)⑧ 平18老計発0317001第2の5(4)⑨ 平18老計発0317001第2の5(4)⑩
--	--	--

	いるか。 ウ 在宅基幹薬局は、薬剤服用歴に当該介護予防居宅療養管理指導を行った在宅協力薬局名及びやむを得ない事由等を記載するとともに、請求明細書の摘要欄に在宅協力薬局が当該業務を行った日付等を記載しているか。 2 情報通信機器を用いた服薬指導 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、薬局の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導（指定介護予防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合に、前記 1 の規定にかかわらず、介護予防居宅療養管理指導費（平 18 厚労告 127 別表 4 ハ(2) (一)から(三)）と合わせて 1 月に 4 回に限り 46 単位を算定しているか。 ただし、末期の悪性腫瘍の者又は中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与を受けている者に対して、薬局の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導（指定介護予防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、前記 1 の規定にかかわらず、介護予防居宅療養管理指導費（平 18 厚労告 127 別表 4 ハ(2) (一)から(三)）と合わせて、1 週に 2 回、かつ、1 月に 8 回を限度として、46 単位を算定しているか。 この場合において、後記 3、4、5、6 及び 7 に規定する加算は算定していないか。 (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）及び関連通知に沿って実施しているか。 (2) 当該介護予防居宅療養管理指導の指示を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の結果について必要な情報提供を文書で行っているか。 (3) 利用者の薬剤服用歴を経時的に把握するため、原則として、手帳により薬剤服用歴及び服用中の医薬品等について確認しているか。	平18厚労告127、別表 4 ハ注 2 平18老計発0317001第 2 の 5 (4) ⑩
--	---	--

	また、利用者が服用中の医薬品等について、利用者を含めた関係者が一元的、継続的に確認できるよう必要な情報を手帳に添付又は記載しているか。 (4) 薬剤を利用者宅に配送する場合は、その受領の確認を行っているか。 (5) 当該服薬指導を行う際の情報通信機器の運用に要する費用及び医薬品等を利用者に配送する際に要する費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として、社会通念上妥当な額の実費を別途徴収しているか。 (6) 介護予防居宅療養管理指導費又は情報通信機器を用いた服薬指導を月2回以上算定する場合(がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。)にあつては、算定する日の間隔は6日以上としているか。がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者については、介護予防居宅療養管理指導費(平18厚労告127別表4ハ(2)(一)から(三))と合わせて週2回かつ月8回に限り算定しているか。 3 麻薬管理指導加算 疼痛緩和のために麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に規定する麻薬の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合に、1回につき100単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、前記2を算定している場合に、算定していることはないか。 (1) 麻薬は、使用薬剤の購入価格(薬価基準)(平成14年厚生労働省告示第87号)に収載されている医薬品であり、以降、改定がなされた際には、改定後の最新の薬価基準に収載されているものに改定されているか。 (2) 麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている利用者に対して、定期的に、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含	平18厚労告127、別表4ハ注3 平18老計発0317001第2の5(4)⑪ 平18老計発0317001第2の5(4)⑫
--	---	---

	めた保管取扱い上の注意事項等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛効果や副作用の有無の確認を行った場合に算定しているか。 なお、薬局薬剤師にあつては、処方せん発行医に対して必要な情報提供を必ず行っているか。 (3) 麻薬管理指導加算を算定する場合にあつては、薬局薬剤師にあつては薬剤服用歴の記録に前記1 (15) の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されているか。 ア 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和の状況、麻薬の継続又は増量投与による副作用の有無などの確認等) イ 訪問に際して行った患者及び家族への指導の要点(麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等) ウ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報(麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用の状況、服薬指導の内容等に関する事項を含む。)の要点 エ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項(都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴の記録に添付することで差し支えない。) (4) 麻薬管理指導加算を算定する場合にあつては、医療機関の薬剤師にあつては薬剤管理指導記録に前記1 (16) の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されているか。 ア 麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、疼痛緩和の状況、副作用の有無の確認等) イ 麻薬に係る利用者及び家族への指導・相談事項(麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等) ウ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項 エ その他の麻薬に係る事項 (5) 医師又は歯科医師は、薬剤師への指示事項及び実施後の薬剤師からの報告による留意事項を記載しているか。	平18老計発0317001第2の5(4)⑬ 平18老計発0317001第2の5(4)⑭ 平18老計発0317001第2の5(4)⑮
--	---	--

	なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしているか。 また、薬局薬剤師による訪問結果についての必要な情報提供についての文書は、診療録に添付する等により保存しているか。 4 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算 厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告120）に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定居宅介護予防療養管理指導を行った場合に、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。 ただし、前記2を算定している場合は、算定していることはないか。 5 中山間地域等における加算 （1）厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告83・一）に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり延べ訪問回数が5回以下）に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、延訪問回数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均延訪問回数としているか。前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の3月における1月当たりの平均延訪問回数を用いているか。平均延訪問回数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しているか。	平18厚労告127、別表4ハ注4 平18厚労告127、別表4ハ注5 平27厚労告第96号71の2ハ 平18老計発0317001第2の5(8)
--	--	---

	また、当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行っているか。 その他、前記 2 を算定している場合は、算定していることはないか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告83・二）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、1 回につき所定単位数の100分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、医科診療報酬点数表 C 000 往診料の注 4、C 001 在宅患者訪問診療料の注 9 又は歯科診療報酬点数表 C 000 歯科訪問診療料の注 9 を算定している場合は、当該加算の対象から除外しているか。 また、前記 2 を算定している場合は、算定していることはないか。 6 医療用麻薬持続注射療法加算 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について当該利用者又はその家族等に確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、医療用麻薬持続注射療法加算として、1 回につき 250 単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、前記 2 又は 3 を算定している場合は、算定していることはないか。 (厚生労働大臣が定める施設基準) イ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第 3 条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。 ロ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。	平18厚労告127、別表 4 ハ注 6 平18老計発0317001第 2 の 5 (9) 平18厚労告127、別表 4 ハ注 7 平27厚労告第96号71の 2 の 2
--	---	--

4 管理栄養士が行う場合	7 在宅中心静脈栄養法加算 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、在宅中心静脈栄養法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、在宅中心静脈栄養法加算として、1回につき150単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、前記2を算定している場合は、算定していることはないか。	平18厚労告127、別表4ハ注8
	(厚生労働大臣が定める施設基準) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けている又は同法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業の届出を行っていること。	平27厚労告第96号71の2の3
	1 介護予防居宅療養管理指導費 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ)については、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ)については、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所以外の医療機関の管理栄養士、介護保険施設(ただし、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、別表指定施設サービス等介護給費単位数表の介護福祉施設サービス「チ」、介護保健施設サービスの「リ」若しくは介護医療院サービスの「ヲ」に規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)の管理栄養士又は、栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者の人数に従い、1	平18厚労告127、別表4ニ注1

	月に2回を限度として、所定単位数を算定しているか。 ただし、当該利用者の計画的な医学的管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合に、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行ったときは、その指示の日から30日間に限って、1月に2回を超えて、2回を限度として、所定単位数を算定しているか。 イ 厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、薬剤師その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。 またイの文中にいう「厚生労働大臣が定める特別食」とは、平成27年厚生労働省告示94号の十二で、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）を指しているか。 ロ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行い、利用者の栄養状態を定期的に記録しているか。 ハ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。 (1) 管理栄養士の行う介護予防居宅療養管理指導については、居宅で療養を行っており、通院による療養が困難な利用者について、医師が当該利用者に厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は当該利用者が低栄養状態にあると医師が判断した場合であって、当該医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、作成した栄養ケア計画を利用者又はその家族等に対して交付するとともに、当該栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合に算定しているか。なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。	平27厚劳告第94号12 平18老計発0317001第2の5(5)①
--	---	--

	(2) 介護予防居宅療養管理指導(Ⅰ)については、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、介護予防居宅療養管理指導を実施した場合に、算定しているか。 なお、管理栄養士は常勤である必要はなく、要件に適合した指導を行っているか。 (3) 介護予防居宅療養管理指導(Ⅱ)については、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、介護予防居宅療養管理指導を実施した場合に、当該介護予防居宅療養管理指導事業所が算定しているか。 (4) なお、他の指定介護予防居宅療養管理指導事業所との連携により管理栄養士を確保し、介護予防居宅療養管理指導を実施する場合は、計画的な医学的管理を行っている医師が所属する指定介護予防居宅療養管理指導事業所が認めた場合は、管理栄養士が所属する指定介護予防居宅療養管理指導事業所が算定しているか。 (5) 指定介護予防居宅療養管理指導に係る指示を行った医師は、訪問診療の結果等に基づき指示した内容の要点を記載し、共同で作成した栄養ケア計画を添付する等により保存しているか。 また、栄養ケア計画に基づき、実際に介護予防居宅療養管理指導を行う管理栄養士に対して指示等を行い、指示等の内容の要点を記載しているか。 さらに、栄養ケア計画の見直しに当たっては、管理栄養士の報告をうけ、医師の訪問診療の結果等に基づき、指示した内容の要点を記載し、共同で作成した栄養ケア計画を添付する等により保存しているか。 なお、当該記載及び添付については、医療保険の診療録に記載及び添付することとしてもよい	平18老計発0317001第2の5(5)② 平18老計発0317001第2の5(5)③ 平18老計発0317001第2の5(5)③ 平18老計発0317001第2の5(5)④
--	---	---

	が、記載については、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別しているか。 (6) 介護予防居宅療養管理指導(Ⅱ)を算定する場合、管理栄養士は、当該介護予防居宅療養管理指導に係る指示を行う医師と十分に連携を図り、判断が必要な場合などに速やかに連絡が取れる体制を構築しているか。 なお、所属が同一か否かに関わらず、医師から管理栄養士への指示は、介護予防居宅療養管理指導の一環として行われるものであることに留意しているか。 (7) 管理栄養士の行う介護予防居宅療養管理指導については、以下のアからケまでに掲げるプロセスを経ながら実施しているか。 ア 利用者の低栄養状態のリスクを、把握しているか。(以下「栄養スクリーニング」という。) イ 栄養スクリーニングを踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握しているか。(以下「栄養アセスメント」という。) ウ 栄養アセスメントを踏まえ、管理栄養士は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師その他の職種の者と共同して、利用者ごとに摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮された栄養補給に関する事項(栄養補給量、補給方法等)、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容、利用者又は家族が主体的に取り組むことができる具体的な内容及び相談の実施方法等)、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成しているか。 また、作成した栄養ケア計画については、介護予防居宅療養管理指導の対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ているか。 エ 栄養ケア計画に基づき、利用者に栄養管理に係る必要な情報提供及び栄養食事相談又は助言を実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題(栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)があれば直ちに当該計画を修正しているか。 オ 他のサービス等において食生活に関する配慮等が必要な場合には、当該利用者に係る介護予防居宅療養管理指導の指示を行った医師を通じ、介護支援専門員に対して情報提供を行っているか。 カ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタ	平18老計発0317001第2の5(5)⑤ 平18老計発0317001第2の5(5)⑥
--	---	---

	リングを行い、当該介護予防居宅療養管理指導に係る指示を行った医師に対する報告を行っているか。 なお、低栄養状態のモニタリングにおいては、利用者個々の身体状況等を勘案し必要に応じて体重を測定するなど、BMI や体重減少率等から利用者の栄養状態の把握を行っているか。 キ 利用者について、おおむね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、医師の指示のもとに関連職種と共同して当該計画の見直しを行っているか。 ク 管理栄養士は、利用者ごとに栄養ケアの提供内容の要点を記録しているか。 なお、交付した栄養ケア計画は栄養ケア提供記録に添付する等により保存しているか。 ケ 指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営に関する基準第93条において準用する第49条の13に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に管理栄養士の介護予防居宅療養管理指導費の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとしているか。 (8) 心臓疾患等の利用者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の利用者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の利用者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している利用者に対する低残渣食並びに高度肥満症（肥満度が+40%以上又はBMI が30以上）の利用者に対する治療食を含む。なお、高血圧の利用者に対する減塩食（食塩相当量の総量が6.0グラム未満のものに限る。）及び嚥下困難者（そのために摂食不良となった者も含む。）のための流動食は、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費の療養食加算の場合と異なり、介護予防居宅療養管理指導の対象となる特別食に含めているか。 (9) 当該利用者の計画的な医学管理を行っている医師が、急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別指示を出す場合、特別な指示に係る内容は、頻回の栄養管理が必要な理由等を記録しているか。当該指示に基づく居宅療養管理指導の実施に当たっては、(2)から(7)を準用し、その栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を行った場合に、その指示の日から30日間に限って、1月に2回を超えて、2回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、(7)に掲げるプロセスのうち実施する内容について	平18老計発0317001第2の5(5)⑦ 平18老計発0317001第2の5(5)⑧
--	---	---

	ては、介入の頻度や当該利用者の状態により判断して差し支えない。 なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入しているか。 (10) 管理栄養士による介護予防居宅療養管理指導の栄養アセスメント等に当たっては、通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）を参照しているか。 (11) 必要に応じて、介護予防居宅療養管理指導を行うに当たっては、社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報の指示を行った医師に提供するように努めているか。 2 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算 厚生労働大臣が定める地域（平24厚労告120）に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。 3 中山間地域等における加算 (1) 厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告83・一）に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり延べ訪問回数が5回以下）に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、延訪問回数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均延訪問回数としているか。前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の3月における1月当たりの平均延訪問回数を用いているか。平均延訪問回数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しているか。	平18老計発0317001第2の5(5)⑨ 平18老計発0317001第2の5(5)⑩ 平18厚労告127、別表4ニ注2 平18厚労告127、別表4ニ注3 平27厚労告第96号71の2ニ 平18老計発0317001第2の5(8)
--	---	---

5 歯科衛生士等が行う 場合	また、当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行っているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告83・二）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、医科診療報酬点数表C 000往診料の注4、C 001在宅患者訪問診療料の注9を算定している場合は、当該加算の対象から除外しているか。	平18厚労告127、別表4ニ注4 平18老計発0317001第2の5(9)
	1 介護予防居宅療養管理指導費 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者の人数に従い、1月に4回（がん末期の利用者については、1月に6回）を限度として、所定単位数を算定しているか。 イ 介護予防居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者（その実施に同意する者に限る。）に対して、歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成しているか。 ロ 利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録しているか。 ハ 利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。	平18厚労告127、別表4ホ注1
	(1) 歯科衛生士等の行う介護予防居宅療養管理指導については、訪問診療を行った利用者又はその	平18老計発0317001第2の5(6)①

	家族等に対して、当該訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該医療機関に勤務（常勤又は非常勤）する歯科衛生士等が、利用者の居宅を訪問して、利用者又はその家族の同意及び訪問診療の結果等に基づき作成した管理指導計画を利用者又はその家族等に対して交付するとともに、当該管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を1人の利用者に対して歯科衛生士等が1対1で20分以上行った場合について算定しているか。 ただし、実地指導が単なる日常的な口腔清掃等であるなど療養上必要な指導に該当しないと判断される場合は算定しないこととしているか。 なお、請求明細書の摘要欄に当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師が訪問診療を行った日と歯科衛生士等の訪問日を記入しているか。 (2) 歯科衛生士等の行う介護予防居宅療養管理指導は、指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して3月以内に行われた場合に算定しているか。 (3) 歯科衛生士等が介護予防居宅療養管理指導を行った時間とは、実際に指導を行った時間をいうものであり、指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含めていなか。 (4) 歯科衛生士等の行う介護予防居宅療養管理指導については、医療機関に勤務する歯科衛生士等が、当該医療機関の歯科医師からの指示、管理指導計画に係る助言等（以下「指示等」という。）を受け、居宅に訪問して実施した場合に算定しているか。 なお、終了後は、指示等を行った歯科医師に報告しているか。 (5) 歯科衛生士等は実地指導に係る記録を別紙様式3「歯科衛生士による居宅療養管理指導に係るスクリーニング・アセスメント管理指導計画」等により作成し、交付した管理指導計画を当該記録に添付する等により保存するとともに、指導の対象となった利用者ごとに利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の開始及び終了時刻、指導の要点、解決すべき課題の改善等に関する要点、歯科医師からの指示等、歯科医師の訪問診療に同行した場合には当該歯科医師の診療開始及び終了時刻及び担当者の署名を明記し、指示等を行った歯科医師に報告しているか。 (6) 歯科衛生士等の行う介護予防居宅療養管理指導については、以下のアからキまでに掲げるプロセスを経ながら実施しているか。	平18老計発0317001第2の5(6)① 平18老計発0317001第2の5(6)① 平18老計発0317001第2の5(6)② 平18老計発0317001第2の5(6)③ 平18老計発0317001第2の5(6)④ 平18老計発0317001第2の5(6)⑤ 平18老計発0317001第2の5(6)⑥
--	---	--

	ア 利用者の口腔機能（口腔衛生、摂食・嚥下機能等）のリスクを、把握しているか（以下「口腔機能スクリーニング」という。）。 イ 口腔機能スクリーニングを踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握しているか（以下「口腔機能アセスメント」という。）。 ウ 口腔機能アセスメントを踏まえ、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとに口腔衛生に関する事項（口腔内の清掃、有床義歯の清掃等）、摂食・嚥下機能に関する事項（摂食・嚥下機能の維持・向上に必要な実地指導、歯科保健のための食生活指導等）、解決すべき課題に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を別紙様式3等により記載し、利用者の疾病の状況及び療養上必要な実地指導内容や訪問頻度等の具体的な計画を含めた管理指導計画を作成しているか。 また、作成した管理指導計画については、介護予防居宅療養管理指導の対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ているか。 エ 管理指導計画に基づき、利用者に療養上必要な実地指導を実施するとともに、管理指導計画に実施上の問題（口腔清掃方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正しているか。 オ 利用者の口腔機能に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、口腔機能のモニタリングを行い、当該介護予防居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に対する報告を行うこと。なお、口腔機能のモニタリングにおいては、口腔衛生の評価、反復唾液嚥下テスト等から利用者の口腔機能の把握を行っているか。 カ 利用者について、おおむね3月を目途として、口腔機能のリスクについて、口腔機能スクリーニングを実施し、当該介護予防居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に報告し、歯科医師による指示に基づき、必要に応じて管理指導計画の見直しを行っているか。 なお、管理指導計画の見直しに当たっては、歯科医師その他の職種と共同して行っているか。 キ 指定介護予防サービス基準第93条において準用する第49条の13に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの管理指導計画に従い歯科衛生士等が利用者の状態を定期的に記録す	
--	--	--

	る場合は、当該記録とは別に歯科衛生士等の介護予防居宅療養管理指導費の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとしているか。 (7) 当該介護予防居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師は、訪問診療の結果等に基づき指示した内容の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存しているか。 また、管理指導計画に基づき、実際に実地指導を行う歯科衛生士等に対して指示等を行い、指示等の内容の要点を記載しているか。 さらに、管理指導計画の見直しに当たっては、歯科衛生士等の報告をうけ、歯科医師の訪問診療の結果等に基づき、指示した内容(療養上必要な実地指導の継続の必要性等)の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存しているか。 なお、当該記載及び添付については、医療保険の診療録に記載及び添付することとしてもよいが、記載については、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別しているか。 (8) 利用者の口腔機能の状態によっては、医療における対応が必要である場合も想定されることから、その疑いがある場合は、利用者又は家族等の同意を得て、指示を行った歯科医師、歯科医師を通した介護予防支援事業者等への情報提供等の適切な措置を講じることとしているか。 (9) 必要に応じて、介護予防居宅療養管理指導を行うに当たっては、社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った歯科医師に提供するように努めることとしているか。 2 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算 厚生労働大臣が定める地域(平24厚労告120)に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。 3 中山間地域等における加算	平18老計発0317001第2の5(6)⑦ 平18老計発0317001第2の5(6)⑧ 平18老計発0317001第2の5(6)⑨ 平18厚労告127、別表4ホ注2
--	---	--

	(1) 厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告83・一）に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり延べ訪問回数が5回以下）に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、延訪問回数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均延訪問回数としているか。前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の3月における1月当たりの平均延訪問回数を用いているか。平均延訪問回数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しているか。 また、当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行っているか。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、厚生労働大臣が定める地域（離平21厚労告83・二）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、歯科診療報酬点数表C 000歯科訪問診療料の注9を算定している場合は、当該加算の対象から除外しているか。	平18厚労告127、別表4ホ注3 平27厚労告第96号71の2ホ 平18老計発0317001第2の5(8) 平18厚労告127、別表4ホ注4 平18老計発0317001第2の5(9)
--	---	---